

佐賀県訓令甲第十号

本 庁

現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成十七年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

第二条の表の生産者支援課の項の次に次のように加える。

工業技術センター	鳥栖市	太陽光発電システムの評価・認証基準に関すること。
----------	-----	--------------------------

附 則

この訓令は、平成二十三年十一月一日から施行する。